

## 菅政権の 対応 指弾

今朝の新聞報道によれば、国会事故調が昨日会合を開き、最終報告書に向けた論点を整理した。

その5個の論点は以下の通りである。

- ▽東京電力が全員撤退を決定した形跡は見受けられない。
- ▽官邸関係者からの頻繁な電話や初歩的質問などにより、現場は余分な労力を割かれた。▽東電は単なる官邸指示の伝達役になった。
- ▽放射性物質拡散予測システム（SPEEDI）による予測計算は、初動の避難指示に活用できないものだった。
- ▽情報発出側の責任回避に主眼が置かれ、住民の健康と安全は顧みられなかった。

事故を起こした東電の基本的なミスは重大であるが、それと同じ程度に首相をはじめとする官邸の危機管理におけるクライシスマネジメントは極めて幼稚であり、正に福島第一原発事故が人災であったと言える。

NPO 法人平和と安全ネットワークに「山下塾第二弾 現代危機管理考」と題して福島第一原発事故における危機管理を取り上げてきたが、番外編として「国家の危機管理態勢を建て直すべし！」を掲載する予定である。



福島第一原発危機管理に関わる事項の要点は、以下の通りである。

最近の危機管理上の問題点は何か

### 1 国家中枢危機管理の目的は何か？

国家中枢危機管理の目的は云うまでもなく、国民の安全・安心の確保、国益の護持である。この目的に照らし、状況の特質を分析して、国家中枢として、いまそして次に、何を為すべきかを冷静に判断しなければならない。然しながら、最近の国家危機管理に係わる活動状況を見ていると、果たしてどうなのかと疑問を抱いてしまう。政治的な思惑或いはパフォーマンスが優先されていないか？

### 2 司令塔（HQ：headquarters）は機能したか？

一般の東日本大震災の国家中枢危機管理組織は機能不全に陥っていたと断じざるを得ない。とても組織的な活動ができたとは思えない。このような状況で、何とか対処できたのは、ただ単に運が良かっただけかも知れない。或いは現場や震災対応に当たる各救援機関の献身的な活動があったからであろう。

一般の北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射事案に関しても、官邸と大臣との情報連携が不十分であったが、一刻を争う事態にこのようにHQ内の連携がなされないのでは危機管理など出来る筈がない。

クライシスマネジメントは、手持ちの駒で対処せざるを得ない。官僚を信頼も活

用することもせず、組織を乱立させて、指揮系統を混乱させ、組織的な活動に支障を生じさせた。

平時からある組織を運用して当面する危機事態を乗り切るしかないし、危機対処体制は、機能的・機動的でなければならない。シンプル・イズ・ベストである。

### 3 司令部（HQ）の役割は何か？

クライシスマネージメントの基本は、現場が的確に対応することにある。時々刻々と推移する状況に即応し得るのは現場であり、現場に任せた方が事態対処は有効だ。最もそれしか方法がないのも事実かもしれないが・・・。

HQとしては、現場の状況を把握して、現場をサポートし、活動しやすい態勢を確立し、ボトルネックになっている事項や障害を迅速に取り除いてやるべきである。そして、HQはHQでなければ実施できない大所高所からの手を打つべきである。国民全般への対応であり、外国との関係であり、原発事故について言えば、オフサイトにおける対応であろう。

福島第一原発事故について言えば、官邸中枢の現場への容喙は事態を混乱させただけである。そして、首相等の過剰なマイクロマネジメント(電源車の手配やバッテリーの手配等に関する対応)に対しては、これが国家中枢の行う危機管理かと慄然とさせられる。

### 4 危機管理に係る識能は？

海江田前経産相の5月17日の国会事故調での発言に正直驚いた。原子力緊急事態宣言の発出が遅れたのは菅首相への説明に手間取り、理解を得るのに時間を要したからだと云うのだから呆れてしまう。

民間事故調の報告書によれば、首相秘書官等が六法全書を持ち出して慌ただしく頁を捲りながら、基本的事項を一から確認するという有様であり、官邸中枢メンバーも同様であった。防災関係のレクチャーを一度も受けたことがない、少なくとも記憶していない等々の状況であったと云う。この様な実態であれば、官邸中枢を対象とした対処訓練など考えられない。国家・国民に対する責任の放棄そのものだ。

### 5 緊急時には緊急時の対応があつて然るべきではないのか？

緊急時に必要とされる対応措置の全てを事前に法的に規定しておくことは無理であり、想定していない対処措置もあろう。従って、状況に応じて、国家国民のために是非とも必要であれば、政府若しくは首相が責任を持って実行を命ずるべきではないのか？国会の事後承認であっても良いのではないのか？

村山連立内閣の時に首相がいみじくも言ったように『私が責任を取りますから、必要なことはやって下さい』と云うべきであり、それに基づいて各府省は対応すべきなのである。それこそがトップリーダーの為すべき仕事だ。

災害緊急措置条項がある。異常かつ激甚な災害の場合には「災害緊急事態」を布告し、必要な政令を制定できるとの定めがあるが、国会閉会中であることや政令規定対象の限定など、今一使い勝手が悪い。必要に応じて首相の権限で対処上必要な事項例えば、業務従事、収用、保管・供出等々の分野にまで踏み込む必要がある。一時的な私権制限をも考慮すべきだろう。防衛事態においても同様だ。

そういう意味においては、その他の緊急事態をも包含した「緊急事態基本法」を制定すべきだろう。

拙論の全文は次をご覧ください。 <http://yamashita-teruo.my.coocan.jp/JBpress/6gatu10niti.pdf>